

○安芸太田町住宅改修助成金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日告示第 20 号

安芸太田町住宅改修助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の施工業者を利用して自己が所有し居住する住宅の修繕や増改築の工事を実施する者に、予算の範囲内において安芸太田町住宅改修助成金（以下「助成金」という。）を交付し、地域経済の活性化及び町民の住環境向上に資することを目的とする。

(助成対象住宅)

第 2 条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、自己が所有し、現に自己の居住の用に供している町内に存する住宅とする。マンション等集合住宅については、自己が所有する専有部分で、居住の用に供している部分を助成対象と

し、

店舗等の併用住宅については、自己が所有し居住の用に供している部分を助成対象とする。

2 この要綱に基づく住宅改修に対する助成は、一人につき一住宅とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 申請日現在において、本町に住民登録又は外国人登録をしている者
- (2) 申請日現在において、町税及び使用料等を滞納していない者
- (3) 助成を受けようとする修繕や増改築の工事について、町その他制度の助成を受けていない者
- (4) 助成対象者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象工事)

第 4 条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 修繕や増改築の工事に要する費用が 50 万円以上（消費税を除く。）の工事
- (2) 町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者が施工する工事

2 工事の着手は、第 8 条の規定による助成金の交付決定後に行うものとする。

(助成対象外経費)

第 5 条 助成金の交付の対象とならない経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地購入費及びそれに係る諸費用等
- (2) 工事中における仮住居に係る費用
- (3) 工事用機械又は工事用具購入費
- (4) 建物の構造に係らない電気・機械設備器具等
- (5) 用途の明確でないもの

(6) その他町長が助成対象工事に関係がないと認めるもの

(助成額)

第6条 助成金の額(以下「助成金」という。)は、助成対象工事費の10%(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)以内とし、10万円を上限とする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成対象者は、安芸太田町住宅改修助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 改修計画書(様式第2号)
- (2) 住民票又は登録原票記載事項証明書(当該住宅に居住する世帯全員のもの)
- (3) 固定資産税納税通知書及び課税資産内訳書又は建物登記全部事項証明書の写し
- (4) 町税に係る納税証明書
- (5) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (6) 施工予定箇所の現況写真及び物件の全景写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定するものとし、助成金を交付することを決定した場合にあっては、安芸太田町住宅改修助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。助成金を交付しないことを決定した場合にあっては、安芸太田町住宅改修助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、やむを得ない事情により施工を中止する場合は、書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(計画の変更等)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた助成対象工事に係る第7条に規定する書類の記載内容を変更又は中止する場合は、安芸太田町住宅改修助成金交付(変更・中止)申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、安芸太田町住宅改修助成金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事代金請求書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し
- (3) 工事完了後の物件の全景及び施工箇所の完成写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、助成対象工事が完了した日から30日以内に提出しなければならない

ない。

(監督)

第12条 町長は前条の実績報告を受けた助成対象工事に対し、検査等調査を行うものとする。

2 前項の検査において、第7条の記載内容に適合しないと認められる場合は、必要な指示をすることができる。

(助成金の確定)

第13条 町長は、第11条の実績報告書の提出を受けたときは、書類を審査及び物件の検査

により出来形検査調書(様式第7号)を作成し、交付すべき助成金の額を確定し、安芸太田町住宅改修助成金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成金の請求は、前条の通知を受けた後において、安芸太田町住宅改修助成金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当するときは、その決定を取り消すとともに、既に助成金を交付した場合においては、当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 助成対象住宅が、助成金の交付決定日以降1年を経過する日の前に第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 不正な行為によって助成金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (3) 実績報告が申請時の工事内容と合致しないと認められるとき。
- (4) 交付決定後60日以内に工事に着工しないとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。